

審査規定改訂版

赤字が改訂部分

(規定 1)

獣医眼科学専門医資格認定実施細則 第 3 条の獣医資格委員会委員長に申込時に提出する書類

1. 必要事項を記入した本学会指定の審査申込用紙
2. 履歴書
3. 眼科研修歴 (\*1)
4. 眼科講習受講歴
5. 近 2 年間の眼科新規症例実績リスト
6. 近 2 年間の眼科手術症例実績リスト
7. 近 2 年間の眼科新規症例 100 例の診療報告書 (\*2)
8. 近 2 年間の眼科手術症例 30 例の手術報告書 (\*2)
9. 学会発表歴
10. 研究業績リスト
11. 獣医師免許証のコピー
12. 本会眼科専門医である指導医の推薦状 (形式指定) 1 通 (\*3)
13. 各種教育等を評点に加算しているものは修了証あるいは参加票のコピー

※1 獣医眼科研修の申告は、何時、何処で、どの期間を明記し、指導医の証明書を添付する。

また、眼科臨床研修は、週何時間、何ヶ月あるいは何年と具体的に記載する。

※2 診療および手術報告書に含める症例については規定 2-1 を参照すること。また症例報告書案、手術報告書案は別に掲載する。

※3 推薦状は、推薦人 (指導医) が直接事務局に提出することも可能とする。

(規定 2-1) 新規登録の申請条件

獣医眼科学専門医資格認定実施細則 第 4 条の専門職の新規登録申請の資格は下記条件のいずれかを満たすものとする。

1. 比較眼科学会に継続して 3 年間以上在籍し、下記の項目をすべて満たす者

(1) 以下の研修条件を満たしている者。

- ① 4 年間以上の一般診療経験者で、認定研修施設で 5 年間以上研修し十分な経験を積んだと指導医が認めた者
1. 同一認定研修施設において眼科指導医の下で一般診療研修と眼科研修を同時に実施可能な場合に限り 8 年間以上の研修年数で可とする
  2. 博士号取得者（獣医眼科学またはその関連分野の学位が望ましい）は、学位取得に要した期間は一般診療の 3 年間分に充当可能とする（なお、眼科研修期間との重複は認めない）。**社会人大学院などの眼科研修期間については資格委員会において受験の可否を考慮する。**

※ 研修施設認定基準（※毎年度確認）

- 獣医眼科学専門医が主として診療する施設で、十分な指導体制が取られている施設とする
- 認定研修施設は獣医眼科学専門医 1 名に対し 1 施設とする
- 認定研修施設は事前に資格委員会の認定を受けなければならない

(2) 過去 2 年間の指定施設における診療・手術実績が以下を満たす者。**ただし、資格審査委員会内で改定前の規定内容を勘案し、令和 3 年度は改定前の条件でも申請を受け入れる救済措置を設ける。**（下線部の削除）

- ① 以下の要件で診療報告書の提出が可能なこと
1. 近 2 年間の眼科症例 100 例の診療報告書を作成する。
  2. 診療報告書は所定のフォームを使用して作成する（別途掲載）。
  3. 診療報告書にはカルテ番号、動物種、品種、年齢/性別、主訴、所見、検査内容、診断名およびその根拠、治療とその経過の詳細を記載する（複数ページ可）。
  4. 症例はすべて新規症例とし、再診症例は含めない。
  5. 加齢性変化などの病的異常を伴わない症例（虹彩萎縮、水晶体核硬化など）は含めない。
  6. 動物の性格や経済的理由等により充分かつ必要な**検査・治療・経過観察**が行えなかった症例は含めない。
  7. 診療報告書に記載する症例は特定の疾患ばかりに偏らないよう留意し、眼科疾患全体（付属器疾患、眼表面疾患、眼内疾患、眼窩部疾患など）をできるだけ均等に網羅する
  8. 手術報告書に記載する予定の眼科外科症例との重複は不可とする。

9. 治療選択肢が多い眼科疾患では、治療方針決定の理由を記載する。

② 以下の要件で手術報告書の提出が可能なこと

1. 近2年間の眼科手術症例30例の手術報告書を作成する。
2. 手術報告書に記載する手術症例は、近2年の症例から眼内手術15症例以上とそれ以外の手術を選択して全30症例とする。
3. 手術報告書は所定のフォームを使用して作成する（別途掲載）。
4. 手術報告書にはカルテ番号、動物種、品種、年齢/性別、主訴、所見、診断名、手術内容とその術後経過の詳細を記載する（複数ページ可）。
5. 眼内手術において原則6カ月程度以上の術後経過の詳細を記載する。
6. 手術報告書に記載する眼内手術以外のものは特定の手術ばかりに偏らないよう留意し、眼科手術をできるだけ均等に網羅する。（眼瞼手術やチェリーアイなどの眼付属器手術、眼球摘出術、強膜内プロテーゼ挿入術は合計5例以下とする）
7. 下記の手技/手術は手術報告書に含めない。  
眼瞼（瞼板）縫合、瞬膜フラップ、角膜異物除去、前房穿刺、硝子体内薬物投与、縫合を伴わない眼瞼腫瘍切除や凍結処置など、明らかに簡単な処置と考えられるもの。  
A) 眼表面からのレーザー処置（経強膜毛様体凝固など）、予防的網膜レーザー凝固  
B) 同手術に対する再手術（例：チェリーアイ手術後の再脱出など）
8. 診療報告書に記載する予定の眼科外科症例との重複は不可とする。
9. 手術方法の選択肢が多い眼科外科疾患では、手術方法選択の理由を記載する。
10. 各眼科手術中に術者を手術指導者と交代した場合、資格審査委員会の判断で手術症例として認めることがあるが、この場合交代した理由および詳細について詳細を記載する。

※診療および手術報告書に共通する事項

- 原則、指導医の認定研修施設での診療・手術とするが指導医の指示のもと他の認定研修施設で実施したものは含めることができる
- 報告書は資格審査委員会において審査を行う。
- 審査において内容に不備や疑義が生じた場合、再審査のために指定の報告書の修正、症例の差し替えを委員会より求めることがある。
- 報告書内の誤字/脱字は修正、または差し替えになる場合がある。
- 資格審査委員会が診療画像や手術動画の提出を求めることがある。

(3) 表1の新規登録書類審査のための評点基準に従って総合点が80点に達している者。

2. 比較眼科学会に継続して3年以上在籍し、専門医会が認定する団体の専門医資格を有する者。

表1 獣医眼科学専門医新規登録書類審査のための評点基準

種別	項目	筆頭発表者評点	共同発表者評点
論文投稿※ 最低20点、 最大50点	出願時の過去5年以内の「比較眼科学研究」掲載論文	40	10
	本学会以外の学会誌に掲載された出願時の過去5年以内の比較眼科学関連査読論文	20	5
	出願時過去5年以内の商業雑誌掲載の比較眼科学関連報告(削除)	0	2
学会発表 最低10点、最大50点	出願時の過去5年以内の年次大会発表	20	5
	他学会における出願時の過去5年以内の比較眼科学関連発表	10	3
各種教育等 最低10点、最大50点	学会主催の基礎講座修了者	30	30
	本学会主催の講習会および症例検討会	5(1回あたり)	5(1回あたり)
	年次大会参加	5(1回あたり)	5(1回あたり)
	ACVOなどの教育コース修了者	20	20

※「論文投稿」においては必ず1本以上の筆頭著者査読論文を含むこと  
評点を証明するものを添付すること

(規定2-2) 資格認定更新条件

獣医眼科学専門医資格認定実施細則

第8条 資格登録または資格更新後5年を経過してさらに資格認定の継続を希望する者は、下記条件を満たすものとする。

表2 獣医眼科学専門医認定更新のための評点基準

種別	項目	評点
論文	出願時の過去5年以内の「比較眼科学研究」掲載論文*	20
	本学会以外の学会誌に掲載された出願時の過去5年以内の比較眼科学関連論文*	10
	出願時の過去5年以内の商業雑誌掲載の比較眼科学関連報告*	10
学会	出願時の過去5年以内の年次大会発表*	10
	他学会における出願時の過去5年以内の比較眼科学関連発表*	5
教育活動 (過去5年以内)	学会主催の基礎講座、講習会および症例検討会における講師	15
	臨床部会主催教育ミーティングにおける講師	15
	その他の教育活動および年次大会における座長	15
	資格審査試験問題作成	10(1問あたり)
	年次大会参加	5

\*筆頭発表者と共同発表者は同スコアとする  
評点を証明するものを添付すること